

準体助詞「の」の選択条件 ——「こと」との置き換え——

一

現代語でことがらを名詞句として用いる場合の形式として「こと」と「の」がある。

(1) 象とその飼育係はもう十年以上のつきあい、両者の関係が親密なものであることはそれぞれのちよつとした動作や目つきを見ればわかった。
(村上春樹『象の消滅』)

(2) 象とその飼育係はもう十年以上のつきあいで、両者の関係が親密なものであるのはそれぞれのちよつとした動作や目つきを見ればわかった。

(1) からわかるように名詞句を構成する「こと」は「の」へと置き換えることが基本的に可能である。いくつかの例を挙げてみる。

(3) たとえば記事は「象が脱走した」という表現をとっていたが、記事全体に目を通せば象が脱走なんかしていないことは一目瞭然だった。
(『象の消滅』)

(4) 記事全体に目を通せば象が脱出なんかしていないのは一目

山村 仁朗

瞭然だった。

(5) 飼育係がそこから鍵を盗みだすことはまず不可能だった。

(6) 飼育係がそこから鍵を盗みだすのはまず不可能だった。

しかし、実例を検討してみると、常に「こと」を「の」に置き換えることが可能なわけではない。具体的な例は次節以降でみることにするが、本稿では名詞句を構成する「こと」が「の」へと置き換えることができないとき、何が要因となっているかということをも「こと」は「の」のように「こと」「の」が助詞「は」へと続く場合について検討する。

二

「こと」は「の」「こと」を「の」に置き換えることができない場合として、次のものがある。この文の「こと」はなぜ「の」へと置き換えることができないか。

(1) 僕は二十分ばかりそこで彼女と立ち話をしたが、彼女に対

して好意を抱いてはいけないという理由はひとつとしてみつけないことはできなかった。

- × (2) 僕は二十分ばかりそこで彼女と立ち話をしたが、彼女に対して好意を抱いてはいけないという理由はひとつとしてみつけないのはできなかった。

まず、文の要素である「ひとつとして」について注目する。「ひとつとして」は陳述副詞的な要素である。ならば、文の中に陳述副詞的な要素が存在する場合、「ひとつは」を「の」に置き換えることができないのではないか。(1)を簡略化する。その際、「理由」の「は」を「を」に置き換えると、

- (3) 僕はその理由をひとつとしてみつけないことはできなかった。
となる。この「ことは」を「の」に置き換えることはできない。

- × (4) 僕はその理由をひとつとしてみつけないことはできなかった。
また、「ひとつとして」を取り除いても、置き換えはできない。

- (5) 僕はその理由をみつけないことはできなかった。

- × (6) 僕はその理由をみつけないことはできなかった。

従って、陳述副詞的な要素の有無は「の」への置き換えに関係がない。次に、述語に注目する。(6)の文は述語を置き換えると用いることができる場合がある。置き換え可能な例文を挙げる。

- (7) 僕はその理由をみつけないことは容易だった。
(8) 僕はその理由をみつけないのは容易だった。
(9) 僕はその理由をみつけないことは簡単だった。
(10) 僕はその理由をみつけないのは簡単だった。

- (11) 僕はその理由をみつけないことは無理だった。

- (12) 僕はその理由をみつけないのは無理だった。

- (13) 僕はその理由をみつけないことは不可能だった。

- (14) 僕はその理由をみつけないのは不可能だった。

注目したいのは(14)の述語「不可能だった」である。「不可能」と「できない」とは語義としてはほぼ等しい。しかし、(6)は置き換えが可能でなく、(14)は可能である。両者の違いとして、語彙の種類の違いが考えられる。前者が和語、後者が漢語ということである。だが、和語の場合でも自然な文になる場合がある。

- (15) 僕はその理由をみつけないのは難しい。

従って、語彙の種類の違いが直接、置き換えの可否に反映しているわけではない。

- (6)と(14)の差は、文全体の中で考えた方がよいと考えられる。

(14)の文は、「僕」が「その理由をみつけない」ということが事実としてあり得ないこと、すなわち、あることが事実であることの実現可能性への評価を言い表した文である。(8)(10)(12)(15)の場合も「容易だった／簡単だった／無理だった／難しい」によってことばの実現可能性の評価(易／不可能／難など)を表している点で(14)と共通する。ならば、「ことは」の「こと」が実現可能性の評価の対象となることがらを表す場合にのみ「の」への置き換えが可能なのではないか。言い換えると、(6)は「の」が、そういった対象を表さないため、不自然な文となるのではないか。「ことは」の形式の文(13)と(5)で、二つの文の違いを比較してみる。

(13) 飼育係は鍵を盗みだすことは不可能だった。

(5) 飼育係は鍵を盗みだすことはできなかった。

(13) で「(飼育係が) 鍵を盗みだす」ことを不可能であると判断を下すのは話し手であり、その意味でこの文は話し手が「鍵を盗みだす」という行為の実現可能性への評価(可能か、不可能か)を言い表した文といえることができる。一方、(5) の文は主語「飼育係」の行動を表した文である。従って、「鍵を盗み出す」ことはことがらの一部を表しているだけである。二つの文にはあることがらの実現可能性への評価を表す文か、純粹にことがらを表す文かの違いが認められる。そして、純粹にことがらを表す文の、そのことがらの一部を構成する「こと」が「〜ことは」の形式で用いられる場合、「〜のは」への置き換えができないのではない。

このように考えた場合、次の置き換えが不可であることはどのように説明されるか。

(16) 彼は百メートルを十秒で走ることはできる。

× (17) 彼は百メートルを十秒で走るのはできる。

この文では「〜ことはできる」の形をとっており、表面上 (5) に近い。だが、この文において「できる」は語「こと」と併さって「能力がある」という意味を表す形式となっている。つまり、この文は主語「彼」の実際の動作(ただ、純粹にことがら)を表しているわけではない。この文は、彼には百メートルを十秒で走る能力があるということを表した文なのである。(16) の「ことができる」は

(18) 彼は百メートルを十秒で走る能力がある。

と同様の意味を表す文となっている。(16) において、「こと」はその前の部分「百メートルを十秒で走る」とともに名詞句を構成するよりも、「できる(〜ことはできる)」とともに「能力がある」という意味を表す形式として働くことに自身の文法性が発揮されている。ここでの「こと」は純粹にコト名詞句を構成することに働いていない。従って、「〜のは」に置き換えができないのである。

ここまで述べてきたことをまとめると、(6) (17) の「〜のは」の名詞句が成立しないのは「〜こと」が純粹にことがらを表すコト名詞句を構成しないからである。つまり、純粹なコト名詞句を構成しない場合の「こと」が「〜ことは」の形式で用いられる場合、「〜のは」への置き換えができないのである。

三

次の「〜ことは」も「〜のは」に置き換えることができない。

(1) 町の為にすべきことは多々ある。

× (2) 町の為にすべきのは多々ある。

その理由について考える。まず、「の」が下接している「べき」があるため、置き換えが成立しないということが考えられる。「べき」は大きくは推量系の助動詞の中に位置づけてよいであろう。他の推量系の助動詞の場合、置き換えが可能かどうか。

(3) 町の為にすらしいことは多々ある。

× (4) 町の為にすらしいのは多々ある。

(5) 町の為にしなければならぬことは多々ある。

× (6) 町の為にしなければならぬのは多々ある。

これらの結果をみると、「こと」が推量系の助動詞に下接する場合、「ことは」を「のは」へ置き換えることができないという規則があると考えられる。しかし、

(7) 外で雨が降っているらしいことはわかる。

○ (8) 外で雨が降っているらしいのはわかる。

(9) 外で雨が降っているかもしれないことはわかる。

○ (10) 外で雨が降っているかもしれないのはわかる。

のように助動詞に下接する場合でも「ことは」を「のは」に置き換えることは可能であるため、この規則は成り立たない。また同じ助動詞に下接する場合でも置き換えが可能な場合とそうでない場合がある(上記の例文であれば「らしい」)。推量系の助動詞に下接することは置き換えの可否の直接の要因ではないと考えられる。そもそも、「べき」を取り除くと置き換えることができない。

(11) 町の為にすることは多々ある。

× (12) 町の為にすることは多々ある。

次に、述語についてみると、いわゆる分裂文の場合、「のは」に置き換えることが可能である。

(13) 町の為にすべきことは赤字を解消することだ。

(14) 町の為にすべきなのは赤字を解消することだ。

この場合、厳密には「のは」という形になっているが、意味的には「ことは」と同様であり、「ことは」の置き換えと考えてよい

であろう。因みに、「ことは」をそのまま「のは」に置き換えることはできない。

× (15) 町の為にすべきのは赤字を減らすことだ。

(2) の文が成り立たないことには述語の性質が関わっていると考えられる。その述語の性質について検討する。「すべきことは」の場合、次のような述語が可能である。

(16) 町の為にすべきことはみんなでしょう！

(17) 町の為にすべきことはやるべきだ。

(18) 町の為にすべきことはわかっている。

これらの文を「のは」に置き換え可能か否かを確認すると、

× (19) 町の為にすべきなのはみんなでしょう！

× (20) 町の為にすべきなのはやるべきだ。

○ (21) 町の為にすべきなのはわかっている。

となる。前の二つの文と最後の文の置き換えの可否の違いは「ことは」の「こと」が構成する名詞句の意味の違いに起因していると考えられる。前の二つの「町の為にすべきこと」とは「みんなでする」べき行為、「やるべき」行為を意味している。これらの「こと」は語「行為」に置き換えても意味はほぼ同じである。

(22) 町の為にすべき行為はみんなでしょう！

(23) 町の為にすべき行為はやるべきだ。

一方、後者の「町の為にすべきこと」も同様に、行為を意味している。その場合、同様の置き換えが可能である。

(24) 町の為にすべき行為はわかっている。

を構成要素として持つ複合形式には「／のか／／のかもしれない／／のにちがいない」の述語形式、「／／のに／／ので」の接統形式などがある。今回扱った「／／のは」は一般にこれらの諸形式ほどには複合形式として認められていない。しかし、これらの諸形式と「／／のは」とが何らかに関連することは明らかである。そのような観点に基づき、本稿では「／／のは」を「の」を構成要素として持つ複合形式の一つとして取り上げて考察を行った。

注

- (1) 久野 (1973) を嚆矢とする。
- (2) 「こと」「の」をラ格・ニ格のように格のレベルで分類し、述語動詞との関係から、置き換え規則を明らかにすることを試みた工藤 (1985) はその先駆けである。
- (3) 山村 (2006)。

参考文献

- 工藤真由美 (1985) 「ノ、コトの使い分けと動詞の種類」(『国文学解釈と鑑賞』50-3)
- 久野暉 (1973) 『日本文法研究』(大修館書店)
- 近藤泰弘 (2000) 『日本語記述文法の理論』(ひつじ書房)
- 寺村秀夫 (1981) 『日本語教育指導参考書5 日本語の文法(下)』(大蔵省印刷局)
- 橋本修 (1994) 「『の』補文の統語的・意味的性質」(『文芸言語研究・言

語編』25)

山村仁朗 (2006) 「文末を構成する「のだ」の述語性」(『歴史文化社会論講座紀要』3)